

○厚生労働省令第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百三十四号を第二百三十五号とし、第四十一号から第二百三十三号までを一号ずつ繰り下げ

、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 一酸化二窒素

第二条第五号の表中二―アミノ―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）エタノン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

一 酸化二窒素及びこれを含む物

一 疾病の治療の用途（法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）

二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

三 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

四 工業用の洗淨剤の用途

五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号

）第四条第二項に規定する添加物の用途

六 電気絶縁の用途

七 噴射剤の用途

八 冷媒の用途